

判決年月日	平成18年8月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成18年(行ケ)10080号		
○ 不使用による商標取消審判の請求の登録前3年以内に、通常使用権者により取消審判請求に係る指定商品に属する商品につき、商標法2条3項2号所定の商標の使用がされたことの証明があったとして、商標法50条に基づく商標登録の取消しをした審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法50条

本件は、商標法50条に基づき商標登録の取消しをした審決の取消訴訟である。

本件商標（登録第1802596号）は、「MONBEBE」（Eには、アクサンテギュが付されている。）の欧文字を横書きしてなり、指定商品を第25類「被服」等とするものであり、Xが商標権者である。

Yは、本件商標の指定商品中「洋服、コート、セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、和服、帽子等」につき、その商標登録を取り消すことについて審判（取消2005－30290号）を請求した。

Xは、取消審判請求に係る指定商品中の「洋服、コート、セーター類」に属する「ママコート」につき、昭和60年代から現在に至るまで、17年1月までは通常使用権者としてそれ以降は商標権者として、継続して本件商標を使用していると主張した。審決は、Xの提出した証拠によれば、2005年秋冬シーズン用ママコートに本件商標が付されていた事実は認められるが、取消審判の請求の登録前である2004年秋冬シーズン用ママコートに本件商標が付されていたことを直接示す証拠はなく、2004年秋冬シーズン用商品についての伝票、台帳等によっては、当該商品に本件商標が付されていたという事実を認めるに足りないとして、本件商標につき取消審判請求に係る指定商品についての登録を取り消すとの審決をした。これに対して、Xが同審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

本件訴訟において、Xは、審判手続に提出した証拠に加えて、新たな証拠として、中国の製造会社から送付された2004年秋冬シーズン用ママコートについて未開封のまま倉庫に保管されている在庫品があるとして、商品が段ボール箱に梱包されている状況や段ボール箱に付されたラベル、押印の状況、梱包を開封して内部の商品を確認した結果などについて詳細に記載した公証人作成の事実実験公正証書を提出した。

判決は、2004年秋冬シーズン用商品についての企画書、納品書、請求書等の書類に前記事実実験公正証書により認められる在庫商品の状況等を総合すれば、Xが2004年秋冬シーズン用ママコートに本件商標を付して販売した事実が認められ、同「ママコート」は、取消審判請求に係る指定商品中の「洋服」「コート」に属するものと認められる

として、審決を取り消した。

商標法50条に基づく商標登録の取消審判ないしその審決取消訴訟において、特許権者等による商標の使用事実の立証として、公証人作成の事実実験公正証書が用いられ、他の書類とあいまって商標使用の事実が認定された事案として、実務の参考になるものと思われる。